

畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年6月16日付第202200065287号

最終改正 令和7年12月24日付第202500229418号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、畜産経営緊急救済事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中国における飼料需要増加、南米産のトウモロコシの作況悪化、ロシア・ウクライナ情勢、原油高や円安など様々な影響により、これまでに例を見ない飼料価格、資材・燃料代などの高騰により、経営を圧迫している県内畜産農家に対し、緊急的に支援を行うことにより畜産経営の維持・継続を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、補助事業ごとに別表の第6欄に定める日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、補助事業の中止又は廃止の日から20日を経過する日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年6月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年11月8日から施行し、令和4年度事業から適用する。ただし、5の事業については令和4年2月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年2月21日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年7月3日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年12月19日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年10月8日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年12月24日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 実績報告期限
1 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	(1) 令和7年4月から同年9月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭当たりの飼料価格又は上限額2,352円のどちらか低い額から基準価格2,274円を減じた額に乳用牛（経産牛）頭数と日数を乗じて得た額 (2) 令和7年10月から令和8年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭当たりの飼料価格又は上限額2,355円のどちらか低い額から基準価格2,327円を減じた額に乳用牛（経産牛）頭数と日数を乗じて得た額	1/2以内	補助金の増額に係るもの	令和8年3月27日
2 肉牛及び養豚経営支援	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	令和7年4月から令和8年3月までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度（以下「牛・豚マルキン」という。）で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額 事務費、手数料	1/2以内		令和8年3月27日
3 養鶏経営支援	鳥取県養鶏協会、養鶏農家 ただし、次に掲げる(1)及び(2)又は(3)を満たす者 (1) 令和7年4月1日から令和8年3月6日までの期間中、営農を行っていること。 (2) 令和6年の飼料費等の経費が令和3年の飼料費等の経費を上回った者 (3) 個人の場合、令和6年（対象期間）所得税青色申告決算書の収入から経費を引いた差引金額（ただし、収入から令和6年度畜産経営緊急救済事業費補助金及び同様の市町村補助金を除く。）が、令和3年（基準期間）と比較し10%以上減少していること。法人の場合は、直前の事業年度の売上総利益（粗利）が、令和3年の売上総利益の合計額と比較して10%以上減少していること。なお、法人の粗利の算定に当たっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造運賃費等を含めて算定することができる。（本算定を以下「広義の粗利」という。）	(1) 肉用鶏 農林水産省が公表する営農類型別経営統計（ブロイラー・令和4年度）の農業経営収支を基に、食鶏価格、配合飼料価格を用いて、月毎にブロイラー出荷1羽当たりの農業粗収益及び農業経営費を算出し、農業経営費が農業粗収益を上回った場合、その差額に令和7年4月1日から令和8年3月6日までににおける県内の農場から出荷した出荷羽数を乗じて得た額 (2) 採卵鶏 農林水産省が公表する営農類型別経営統計（採卵・令和4年度）の農業経営収支を基に、鶏卵価格、配合飼料価格を用いて、採卵鶏1羽当たりの農業粗収益及び農業経営費を算出し、農業経営費が農業粗収益を上回った場合、その差額に令和7年2月1日時点における県内飼養羽数を乗じて得た額	1/3以内		令和8年3月10日

※飼料価格等が大幅に変動した場合は、「1 酪農経営支援」の基準価格の変更もあり得るものとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

畜産経営緊急救済事業（〇〇〇〇）実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

(1) 酪農経営支援

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (①×1/2以内) 円	備考	
					年月	農家戸数
合計						

※事業実施期間中に廃業等により乳牛を飼養しない期間が発生した場合、実績報告の際に農家名、廃業年月日を報告するとともに、当該期間は補助対象経費に含めないこと。

(2) 肉牛及び養豚経営支援

ア 事業費及び補助額

事業実施主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②県補助金額 (①×1/2以内) 円	備考	
					年月	契約戸数
計						

イ 事務費、手数料

実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費)	②県補助金額 (定額)	備考
計				

(3) 養鶏経営支援

ア 売上総利益（粗利）の状況 ※法人のみ

対象期間	直前の事業年の		基準期間	左記の令和3年における		差引額
	□粗利額 / □広義の粗利額			□粗利額 / □広義の粗利額		
	令和 年	A		令和 年	B	B - A
		円		円	円	
減少幅 (B - A) ÷ B × 100 ※小数点以下切り捨て						%減

(参考：それぞれの算定方法)

比較方法	算定方法
①売上総利益（粗利）	売上高－売上原価（※1） ※1）売上原価＝期首卸売高（在庫）＋仕入高（製造原価）－期末卸売高（在庫）
②広義の粗利	売上高－売上原価－販管費のうち荷造り運賃費等（※2） ※2）販管費に計上されているが、生産原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費

イ 経営の状況 ※個人のみ

令和6年分		令和3年分		差引額
対象期間	①令和6年分の収入から経費を差し引いた額	円	令和3年分の収入から経費を差し引いた額	円
	② ①のうち、令和6年度畜産経営緊急救済事業費補助金	円		
	計（①－②）	A 円	計	B 円
減少幅 $(B - A) \div B \times 100$ ※小数点以下切り捨て				%減

※交付申請の際は、次の書類を添付すること。なお、申告書類については対象期間及び基準期間が含まれるもので、收受日付印が確認できるもの又はe-TAXによる場合は、これらに相当するものを提出すること。

【個人】

- ・所得税確定申告書 第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書（1項目及び2項目（収入内訳））の写し

【法人】

- ・法人税確定申告書 別表一の写し
- ・法人事業概況説明書1項目（損益計算書）の写し
- ・（農業部門以外の収益が上記申告書類に含まれる場合）農業部門における売上総利益が分かるもの
- ・販管費のうち物価高騰の影響を受けたと認められる荷造り運賃費等をア 売上総利益（粗利）の計算に算入する場合、上記に加え当該経費の状況が分かるもの（月別損益計算書、帳簿等）

ウ 事業費及び補助額

事業実施主体名、農家名	実施時期	①羽数 (※注1、2) 羽	②差額 円	③事業費 円	④県補助金額 (③×1/3以内) 円	備考 (※注3)
計						

※注1 実績報告の際は、肉用鶏は令和7年4月1日から令和8年3月6日までの出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書を添付すること。

※注2 採卵鶏の場合は、令和7年2月1日時点の飼養羽数。

※注3 令和6年の飼料費等の経費が令和3年の飼料費等の経費を上回った者は、その額を記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費	負担区分		
		県補助金	市町村	その他
	(円)	(円)	(円)	(円)

注) 実績報告の際は、明細（飼料価格、配合飼料契約数量、マルキン補填金等）が分かる資料を添付すること。

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了（予定）年月日

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、いずれかに○をして下さい。

様式第2号（第4条、第7条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

1 収 入

区 分	予 算 本 年 度 (決 算) 額	前 年 度 予 算 額 (本 年 度)	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
その他					
合 計					

2 支 出

区 分	予 算 本 年 度 (決 算) 額	前 年 度 予 算 額 (本 年 度)	差 引		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

注) 区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助対象経費の区分によるものとする。

様

鳥取県知事 氏 名

〇〇年度畜産経営緊急救済事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった畜産経営緊急救済事業費（〇〇〇）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・と
する。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱（令和4年6月16日付第202200065287号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。